

第18回青森県行政不服審査会会議録

1 開催日時

平成30年9月14日(金) 13:28～16:22

2 開催場所

県庁舎議会棟1階A会議室

3 出席者

- | | | | |
|---------|---------------------------|-------------------|-------|
| (1) 審査会 | 会長 | 竹本 真紀 | |
| | 会長職務代理者 | 森 雄亮 | |
| | 委員 | 青木 智美、大竹 昭裕、関川 幸子 | |
| (2) 事務局 | 総務部総務学事課課長 | | 富谷 正行 |
| | 同課長代理 | | 小坂 秀滋 |
| | 同情報公開・不服審査グループマネージャー(副参事) | | 成田 哲朗 |
| | 同情報公開・不服審査グループ主幹 | | 倉光 快 |
| | 同情報公開・不服審査グループ主査 | | 工藤 亮 |

4 案 件

- (1) 生活保護廃止決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査
- (2) 青森県行政不服審査会運営要領の改正についての審査

5 概 要

会長 次に、青森県行政不服審査会運営要領の改正について、よろしくお願ひいたします。

事務局 お手元にお配りしておりますA4縦長の資料「青森県行政不服審査会運営要領の改正について」を基に、要領を改正する理由や改正内容について、順に説明をしていきたくと思います。

まずはじめに、改正理由ですが、経緯としまして、5年に1度の生活保護の基準改定が今年10月に行われる予定でして、これまで基準改定が行われた際には、生活保護を受けている方を支援する全国組織が中心となって、300件程度の審査請求が行われてきました。

今回の基準改定では、減額幅を現行の基準からマイナス5%以内にとどめる緩和措置が講じられるので、3年間かけて、つまり3回に分けて段階的に基準改定が行われることとなります。そのため、審査請求がそれぞれの基準改定に対して行われた場合は、300×3で900件に上ることも想定される場所です。

そこで、(2)の「改正理由」になりますが、10月以降、諮問案件数の増加が見込まれることから、審査会の停滞を招かないよう、調査審議を効率的に行う必要があるた

め要領の一部を改正するものでございます。

補足になりますが、900件全てが審査会に諮問されるということにはならないと考えられます。審査会では、改正された基準自体の適法性、妥当性を判断することはありませんので、改正となった基準を正しく適用しているかどうかを客観的に判断するに過ぎず、その結論が案件によって変わることがないと想定されますので、数個の案件について答申を出した後、同種の審査請求については審査会への諮問を要しないと審査会で判断することも可能となります。

次に、2の「改正内容」ですが、改正する項目は大きく2つありまして、まず1つ目、(1)の「審査庁への説明要求」です。第3条に新しく第2項を設けます。その内容でございますが、審査庁は諮問案件に係る業務所管ですので、事務局よりも要点を押さえた説明が期待できます。また、処分に係る制度全般に関することなど、委員からの質問にも直接、直ちに回答できることから、諮問後初めて開催される審査会で、これまで事務局が担当してきた諮問案件の説明を、会長の判断により審査庁に行わせるものでございます。

※印の部分ですが、審査会の調査権限については、元々、行政不服審査法74条に規定がございまして、審査会が必要と認める場合には審査庁などに対して、主張書面や資料の提出その他必要な調査をすることができる旨定められているところではありますが、調査審議の効率化、スピード化を図る観点から、初回の審査会において審査庁に説明を求めるかどうかについて審査会に諮ることなく、会長の判断で行えるようにするため、要領で定めるものでございます。

運用でございますが、諮問があった後、事務局において案件を精査しまして、審査庁に説明を求めた方がよいと判断される場合には、会長の御了解を得た上で、審査庁が指定する職員を審査会に出席させるというものです。審査庁に説明を求めるものとしては、税務関係など、初めて調査審議する分野を想定しております。審査庁は諮問書の添付書類を用いて案件の概要の説明を行いまして、続いて委員から説明内容の補足や制度全般について質疑応答を行います。その後の論点整理や質問事項の確認については、これまでどおり事務局が行う形になります。

改正文案については、別紙の横長の資料「新旧対照表」のとおりとなります。3条の第2項に新しく条文を設けます。読み上げますと、「会長は、前項の諮問があった場合において、効率的な調査審議を行うため必要があると認めるときは、同項に規定する文書又は添付書類について知事に説明を求めることができる。この場合において、知事の説明は、当該諮問がなされた後最初に開かれる審査会の会議の期日において口頭で行うものとする。」としています。

諮問案件の概要説明というのは、基本的には諮問書の添付書類、弁明書とか、そういったものを基に行われますので、諮問について定めた3条に新たに2項を設ける形としています。規定ぶりは国の関係規定を参考としております。

縦長の資料に戻りまして、改正内容の2つ目は、「調査審議手続の併合・分離」でございます。新しく5条に規定を設けます。その内容ですが、個々の事案の関連性や手続の進行状況等を踏まえて、審査会の裁量判断により、数個の諮問案件の調査審議を併合して行えるようにします。このことで、主張書面や資料が共通する審議資料と

して活用されるなど、調査審議の促進、効率化が図られるほか、答申を1つの答申書により行うことも可能となります。また、併合した後、一部の案件について必要な調査を終えた場合や、調査審議の進行によって案件ごとに争点が異なった場合など、一括して調査審議の手続を進めることが不相当となった場合には、その一部を分離することも可能とする規定となっております。

運用でございますが、諮問後初めて行われる審査会で併合の要否について御検討をいただきまして、調査審議の促進、効率化に効果があると認められれば併合を決定することになります。審査関係人の手続保証の観点から、事案の併合を行った場合、分離を行った場合には、その旨を審査関係人に通知することといたします。通常、同じような論点になっている複数の案件が同時に諮問になった場合、もしくは同一の審査請求人から関連する一連の処分について複数の審査請求があった場合などに併合するメリットがあると考えられます。

改正文案については、別紙「新旧対照表」の2ページ目になります、第5条に規定がございます。調査審議の手続の併合又は分離、5条第1項ですが、「審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。」。第2項は「審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人」、「にその旨を通知するものとする。」としております。

一番右の「考え方」欄に、規定の順番についての考え方が記載してありますが、本要領の規定は、審査会の手続順としておりますので、調査審議の併合等を行うかどうかの判断は、通常、初回の会議において行われるため、委員の忌避に係る条項に続けて規定するものでございます。規定ぶりは、国にも同様の規定がありまして、行政不服審査法施行令第21条の規定にならったものとしております。

資料に戻りまして、(3)の「その他」ですが、今回の改正に合わせまして所要の整備、文言の整理等を行っております。具体的には、別紙「新旧対照表」に記載のとおりでございます。例えば、第4条では、これまで「審議」としていたものを法令の規定ぶりに合わせて「調査審議」に改めるですとか、2ページ目の第8条ですが、生活保護法の法律番号を修正するですとか、3ページ目、第10条で、これまで「事案」と規定していたものを「事件」に統一したりですとか、そういった規定ぶり、文言の整理を行っております。

縦長の資料に戻りまして、要領改正の施行日は、審査会で議決を行った日でありまして、本日決定をいただければ、本日付けで改正になることとなります。

説明については以上となります。

会長 ありがとうございます。

どうでしょう、皆さん。ゆっくり説明してもらっている間に、一通り確認できたと思いますけれども。たくさんの審査請求が想定され得る状況にあるので、その場合に効率的な調査審議を可能とするために、これは全てそうするのではなくて、私が事案に応じて判断して、審査庁に説明要求を求めるかどうか決めるということになる訳なんだけれども、そうすることを一応、権能として与えておくというのと、くっ付けた

り離したりというのを自由自在にというと変ですけども、工夫できるようにしたいという改正になるんですけども。

皆さん、どうですか。よろしいですかね。森委員、質問ありますか。

森委員 これは全国的に同じような改正になるんですか。

事務局 各都道府県の審査会、各自治体の審査会にどのような運営にするのかは任せられております。本県では、併合審議の規定がなかったもので、設けておくということと、また1つ目の審査庁への説明要求の部分については、東北6県を確認したところでは、半分近くの県で、最初の諮問案件の説明を審査庁に行わせているということがございましたが、当審査会では基本的に事務局がやっているということもありまして、会長の判断によってそういうことも可能にする規定を追加するものです。すぐにこういった案件があるとは思いませんが、準備のためにあらかじめ規定に設けておくという趣旨でございます。

森委員 なるほど。以前から、これはほかの県ではあったということなんですね。

事務局 ある県もありますし、それは各県ごとに異なっています。

会長 うち、やっぱり基本的には皆さんと打ち合わせをした上で、必要に応じて審査庁を呼ぶというのが基本的な姿だと思っているので、初回いきなり審査庁を呼ぶということはあまり想定していませんけれども。ただ、事案によっては、税務の話とか、そういう話であれば審査庁に説明をしてもらって、その上で審査する方がより効率的だということも場合によってはあり得ると思います。ただ、そうは言っても、そうした場合に、いきなり審査庁に来てもらって説明を受けても、逆にこちらが質問をする準備もできてなかったりするということもあるので、そのところは本当にケースバイケースだと思っていますけれども。まあ、一応、そういうことができるようにしておく、準備をしておくのはよいのかなと思いますので、私としてはこれでもいいのかなと思ったりもしていました。

なるべく、やっぱり基本的には、皆さんと打ち合わせをして呼ぼうか、呼ばないか決めたいというのが僕自身の思いではありますけれどもね。

皆さん、ほかに御質問とか御意見とか。よろしいでしょうか。

そうしたら、このような形で運営要領を変更するというので、皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、変更の議決が得られたということで進めていただきたいと思います。